

卷末資料

養父市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成22年6月25日

告示第91号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第7条及び養父市環境保全条例(平成16年養父市条例第165号)第3条の規定に基づく養父市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、養父市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画策定に関し、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 環境に関する現状分析及び課題抽出に関すること。
- (2) 環境目標、環境施策及び計画推進体制に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び関係機関の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本計画策定の日までとする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

養父市環境基本計画策定委員会委員等名簿

| 委員会役職 | 氏名 | 所属 | 等 | 区分 |
|-------|-------------|-----------------|-----|--------------|
| 会長 | 前田 常雄 | 兵庫県生物学会 | 副会長 | 学識経験者 |
| 副会長 | 辻本 康次 | 兵庫県地球温暖化防止活動推進員 | 推進員 | |
| 委員 | 勝地 貞一 | 養父市区長会 | 会長 | 市民及び関係機関の代表者 |
| 委員 | もり 森崎 圭三 | 養父市保健衛生推進協議会 | 副会長 | |
| 委員 | こ 小畑 恵子 | 養父市消費者の会 | 理事 | |
| 委員 | く 久保田 悦子 | 養父市いずみ会 | 副会長 | |
| 委員 | いけ 池田ビルギット | 養父市女性未来会議 | 会員 | |
| 委員 | なか 中島 健夫 | 市民一般公募 | | |
| 委員 | くま 熊田 得男 | 市民一般公募 | | |
| 委員 | た 田中 義広 | 市民一般公募 | | |
| 委員 | こ 小井塚 恵弘 | 生活環境部 | 部長 | |
| 委員 | たに 谷 徳充 | 総務部 財政課 | 副主幹 | 市の職員 |
| 委員 | あ 足立 武彦 | 産業経済部 農林整備課 | 主幹 | |
| 委員 | こ 小林 則雄 | 都市整備部 都市計画課 | 主幹 | |
| 委員 | たに 谷本 すすむ 進 | 教育委員会 社会教育課 | 主幹 | |

| | | | | |
|--------|----------|----------|---------|-------|
| オブザーバー | にし 西岡 信行 | 兵庫県但馬県民局 | 主幹兼環境課長 | 学識経験者 |
|--------|----------|----------|---------|-------|

| | | | | |
|----|-----------|-----------|----|-----|
| 庶務 | ほり 堀川 国義 | 生活環境部 環境課 | 課長 | 事務局 |
| | まる 丸山 修一 | 生活環境部 環境課 | 主幹 | |
| | まる 丸山 一 枝 | 生活環境部 環境課 | 主査 | |

養父市環境基本計画策定委員会（審議経過）

| 委員会 | 開催日 | 内 容 | 開催場所 |
|---------|----------------|--|----------|
| 第1回 | 平成22年7月22日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 会長、副会長の選出 | 八鹿公民館 |
| 第2回 | 平成22年8月31日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの実施について ・ 基本調査について ・ 計画策定について | 養父公民館 |
| 第3回 | 平成22年10月5日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ | 養父公民館 |
| 視察研修 | 平成22年11月4日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内視察研修 | 養父市内 |
| 第4回 | 平成22年11月10日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップのまとめ | 養父公民館 |
| 第5回 | 平成22年11月30日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策体系について | 養父公民館 |
| 第6回 | 平成22年12月16日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策体系について | 養父公民館 |
| 第7回 | 平成23年1月11日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各実施施策に対する個別施策の検討について | 養父公民館 |
| 第8回 | 平成23年1月18日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各実施施策に対する個別施策の検討・まとめについて ・ 環境基本計画の全体構想について | 養父公民館 |
| 第9回 | 平成23年2月4日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画の全体構想について ・ 望ましい環境像について | 養父公民館 |
| 小委員会第1回 | 平成23年2月17日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の全体構成について | 養父公民館 |
| 小委員会第2回 | 平成23年2月25日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の全体構成について | 養父公民館 |
| 小委員会第3回 | 平成23年3月8日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の全体構成について | 養父公民館 |
| 第10回 | 平成23年3月11日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの回答確認について ・ 環境基本計画の全体構想について | やぶ保健センター |
| 第11回 | 平成23年3月24日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画書の最終確認について | 養父公民館 |
| 市長報告会 | 平成23年3月29日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長への報告 | 養父市役所 |

写真提供 雲田 正年
小谷 仁六
濱 徹三
前田 常雄
山本 靖夫

(あいうえお順・敬称略)

兵庫県森林動物研究センター

表紙写真 別宮の棚田と氷ノ山

裏表紙写真 天滝

養父市環境基本計画

発行：養父市 平成 23 年 4 月

編集：養父市生活環境部環境課

〒667-0198 養父市広谷 250-1

電話：079-664-2033 FAX：079-664-2015

E-mail：kankyou@city.yabu.hyogo.jp